

岩労発基 0615 第 5 号

令和 8 年 6 月 1 5 日

(別記) 関係機関・団体 各位

岩手労働局長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働行政の運営につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 204 号。以下「改正告示」という。）が令和 8 年 4 月 28 日に公布され、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。その改正の趣旨、内容等については、別添の令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 9 号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」とおりですので、貴機関・団体におかれましては、改正の趣旨を御理解いただき、会員事業場に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。